

社会的養育専門部会 委員の選任について
【社会的養護経験者（18 歳以上）】

1 委員選任の必要性

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」において、計画の策定にあたっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）を計画策定委員会等の委員に複数名選任した上で意見聴取を行うとともに、里親等や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、当事者であるこどもの意見を十分に反映することとしている。

また、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告することとしている。自己点検・評価により明らかになった課題等については、速やかに取組みの見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用することとしており、その際には、必要に応じて当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映することとしている。

以上により、次期社会的養育推進計画の策定に向けて、児童福祉審議会社会的養育専門部会の委員に 18 歳以上の社会的養護経験者を 2 名加えるものとする。

2 選任人数

- ・ 2 名（社会的養護経験者）※施設等 1 名、里親家庭 1 名

3 選任時期及び期間

- ・ 令和 6 年度 第 1 回社会的養育専門部会開催までに選任
- ・ 任期は令和 6 年 11 月 30 日まで（現在の児童福祉審議会委員の任期まで）
※以降は 3 年間を任期として再任を予定（計画策定期間中のため再任前提）

4 その他

- ・ 委員報酬 日額 16,500 円（別途、交通費を支給）
- ・ 会議開催回数 令和 6 年度は 5 回程度、令和 7 年度以降は年 1 ～ 2 回程度